

「あい（愛）があふれる  
男女共同参画の社会 なご」  
をめざして



急速に変転する社会の中、あらゆる分野における活動において、性別にかかわらず、全ての人が個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現が必要不可欠であります。

本市においては平成24年4月に「名護市男女共同参画推進条例」を制定し、平成26年3月には同条例の考え方を具現化した「第2次名護市男女共同参画計画あい・愛プラン」を策定し、市民への啓発活動や女性フォーラムの開催など市民と協働で男女共同参画に関する施策を推進してきました。

この間、国においては「第5次男女共同参画基本計画」の策定や、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(困難女性支援法)」の成立、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」の改正などの動きがありました。男女共同参画社会の考え方についても浸透してきていますが、依然として性別による固定的な役割分担意識が根強く残っています。特に意思決定の場への女性の参画は不十分な状況にあります。

そこで、これまでの施策の進捗状況の点検・検証、近年の男女共同参画社会関連対策の動向等の考慮、名護市男女共同参画審議会からの答申等を踏まえ、「第3次名護市男女共同参画計画あい・愛プラン」を策定しました。

計画を実現するためには、市政全般にわたって男女共同参画の視点に立った事業を展開することはもちろんですが、市民の皆様をはじめ企業、市民団体、教育関係者などの主体的な実践と連携が不可欠であることから、今後とも皆様のご理解とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、意識調査にご協力いただきました皆様をはじめ、名護市男女共同参画審議会委員の皆様、関係各位に心から厚くお礼申し上げます。

令和6年3月

名護市長 渡具知 武豊